

# 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会規約

令和3年10月7日改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会（以下「協議会」という）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を長野市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の支援、推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 多面的機能支払交付金に関すること。

## 第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別記1に掲げるものをもって組織する。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

3 会員は、退会届を会長に提出し、退会することができる。

4 会員の他にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 4 章 総会

(総会の種別等)

第 13 条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度 1 回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第 8 条第 3 項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第 17 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 6 会員全員から第18条第1項の書面の提出があった場合は、第18条第4項の規定により会員全員が総会に出席したものとみなし、総会は開かれたものとする。  
その場合、会長は書面による議決権行使の状況をまとめた報告書を作成し、会員に報告しなければならない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
  - 二 年度事業報告及び収支決算に関する事。
  - 三 多面的機能支払推進交付金の実施に関する事。
  - 四 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 一 協議会規約の変更
  - 二 協議会の解散
  - 三 会員の除名
  - 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに会長に到達しないときは、無効とする。
  - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。
  - 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

ただし、第 15 条第 6 項の報告書をもって議事録に代えることができる。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - 一 開催日時及び開催場所
  - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び氏名
  - 三 議案
  - 四 議事の経過の概要及びその結果
  - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

ただし、第 15 条第 6 項の報告書をもって議事録に代えた場合、議事録署名人の選任は省略できる。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第 22 条第 4 項の事務局長及び別記 2 に掲げるものをもって組織する。
- 3 幹事長は、長野県農政部農地整備課長とする。
- 4 幹事会は、業務の円滑な遂行を図るため地域担当幹事を置く。地域担当幹事は長野県の各地域振興局農地整備課長とする。
- 5 第 22 条第 1 項の事務局が行う業務ごとに担当幹事を置く。
- 6 前項の担当幹事は、幹事長が選任する。
- 7 幹事会に書記を置き、担当幹事の職務の補佐をする。
- 8 書記は、長野県農政部農地整備課農地・水保全係で担当する。
- 9 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

ただし、書面により協議できるものとする。

(幹事会の権能)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関すること

- 二 総会の議決した事項の執行に関すること
  - 三 第 22 条第 1 項の事務局が行う業務に関すること
  - 四 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること
- 2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催の直前に、第二号、第三号及び第四号にあっては必要に応じて協議する。

## 第 6 章 事務局

(事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が任命する者により組織する。
- 3 協議会は、業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第 23 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他会長が特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 多面的機能支払推進交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 協議会の事務に要する経費は、第 26 条第一号の多面的機能支払推進交付金及び同条第二号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 29 条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 ただし緊急の場合、会長は収支予算総額の1割以内の増減について、総会の議決を得なくても変更することができる。

(監査等)

第 30 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 31 条 会長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号。以下「要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を長野県知事に提出しなければならない。

- 一 前年度の年度事業報告書及びその年度の年度事業計画書
- 二 前年度の財産目録及び貸借対照表
- 三 前年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

## 第 8 章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

（規約の変更）

第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規定を変更した場合は、会長は、遅滞なく長野県知事に届け出なければならない。

（事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分）

第 33 条 第 4 条第 1 項第一号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては関東農政局長に返還するとともに、同条第 1 項第一号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

## 第 9 章 雑則

（細則）

第 34 条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。



- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 別紙1、別紙2及び別紙3の会員の名称等、幹事会構成員の名称等、事務局構成員の名称等及びオブザーバーの名称等については、構成機関・団体等の組織改正等による変更があった場合、第17条の規定にかかわらず、その都度修正できるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年10月7日から施行する。

別記 1（第 5 条（協議会の会員）関係）

長野県、活動組織が存する市町村、長野県町村会、長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部、長野県土地改良事業団体連合会

別記 2（第 20 条（幹事会の構成）関係）

長野県、活動組織が存する市町村のうちから会長が別に指定する市町村、長野県町村会、長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部、長野県土地改良事業団体連合会を代表するもの